

## 経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報

## 今回のテーマ： 確定申告と納税の手続き

国税庁HPで、2020年1月31日より、スマートフォンなどからマイナンバーカードを利用したe-Tax送信のサービス（ID、PW不要）が開始される予定であることが公表されました。確定申告と納税の手続き概要はつぎのとおりです。

## 居住者で確定申告が必要な場合

所得の種類	主な要件
給与所得 (※1)	給与の年間収入金額が2,000万円を超える場合
	給与を2か所以上から受けている場合
	退職所得を除く他の所得金額合計額が20万円を超える場合
公的年金等に係る 雑所得	公的年金等の収入金額が400万円超の場合
	公的年金等の全部が源泉徴収の対象となっていない場合
	他の所得金額が20万円超の場合
退職所得	退職金支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合を除き、申告が必要になります。
上記以外	各種の所得金額の合計額から、所得控除等を差し引き計算し、納付する所得税額がある方は、確定申告が必要になります。

(※1) 年末調整をしていない場合は原則として、確定申告が必要です。医療費控除等を受ける場合も確定申告が必要となります。

## 確定申告の方法（2019年分の申告期間2020年2月17日(月)から3月16日(月)）

書面での申告	居住地の税務署に直接提出または郵送（提出期限消印有効）
e-Taxを使い、オンライン上で申告	手続きにはマイナンバーカードが必要 ※2020年1月31日から、ID・PW不要で申告が可能となる予定です。

## 納税の方法

現金による納付	納付書により、納期限までに金融機関又は所轄の税務署窓口で納付 30万円以下の場合、一定の手続きを行いコンビニでの納付が可能 納付期限：2020年3月16日（月）
振替納税	申請を行い、指定口座から自動で納税額が引き落とし 引落日：2020年4月21日（月）
電子納税	自宅等からインターネットを利用して納付 納付期限：2020年3月16日（月）

## お見逃しなく！

マイナンバーカードは2021年3月から医療機関で健康保険証の代替カードとして使えるようにするなどの普及策が予定されています。また、お薬手帳や教員免許状、職員証、大学の学生証、運転経歴証明書、障害者手帳などとの一体化も進められる予定です。